

平成29年度三原市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

少子高齢化の進展により、私たちの暮らす地域社会では、単身世帯や高齢者世帯の増加など世帯構造の変化が加速しています。

こうした社会構造のもとで、家族機能の低下や人と人とのつながりが希薄化してきており、あわせて、コミュニティーの運営や担い手の確保等が課題となるなど、地域における住民相互の支え合いを困難にしており、孤立やひきこもり・虐待等の問題もおこっています。さらに経済情勢や雇用環境の改善は伺えるもののまだまだ厳しさは残っており、経済的困窮や低所得の問題、権利擁護の問題等地域における生活課題は多様化し深刻化してきています。

本年度は、第3次地域福祉活動計画『誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して』の実践4年目にあたり、介護保険制度の改正により、住民活動に対する役割も増す中で、地域の実情や福祉ニーズを把握すると共に、住民主体の小地域福祉活動や住民参加を促進することが重要であり、住民活動を支援する地域包括ケア体制の構築による、地域づくりへの支援や、地域課題の出口づくりを進めていく必要があります。そのために、新たな地域支援事業（生活支援体制整備）の取り組みを促進し、サロン活動・見守り活動・近隣互助活動など小地域福祉ネットワーク活動の一層の充実・支援を図ります。

また、安心した生活を営め、適切なサービスが利用できるような相談支援体制として、地域福祉部門や高齢者相談センター(地域包括支援センター)、障害者生活支援センター、生活困窮者自立支援事業（自立相談支援センターみはら）に加え、福祉サービス利用援助事業、法人後見事業及び生活福祉資金貸付事業を含めて、ニーズの早期発見から解決について、各部門・事業間で連携やネットワークの充実を図り、支援が必要な人への相談窓口機能の充実に努めます。

介護保険事業・障害者支援事業については、介護報酬単価の変更や介護保険事業利用者の減少等により、引き続き減収となることが予測されますが、各種法令を遵守し、個々の尊厳を基本にした、良質できめ細やかなサービスの提供に努めます。また、高齢者や障害のある方等が安心して在宅で生活が継続できるよう利用者やその家族、地域住民との信頼関係を構築していきます。

法人運営においては、社会福祉法の改正にともない、組織運営体制の強化や財務状況の透明性を確保し、適切な法人運営に努めてまいります。また、一層効率的な法人運営がもたらされ、経営面での収支が重要になることから、事業の課題整理と合理化を推進し、より安定的な事業の経営を目指します。

【重点目標】

1. 生活圏域・小地域を基盤とした福祉活動推進組織（支え合いの地域づくり）の育成、支援と民生委員・専門機関と連携体制の構築
2. 障害者福祉の推進
3. 制度の狭間や複雑な課題を抱えている生活困窮や権利擁護ニーズに対し、他機関と連携しながら、問題解決と世帯の自立に向けて継続的な支援が図れるよう相談支援の充実を図る
4. 介護保険事業所のサービスの向上と効率的運営
5. より適正な法人運営と経営機能の強化

【法人運営・各課の事業運営方針】

地域福祉課

(事業運営方針)

第3次三原市社会福祉協議会地域福祉活動計画の4年目として、事業進捗状況を踏まえ、地域福祉活動の充実を図ります。特に、介護保険等制度改正において、地域づくりの重要性がいわれており、地域福祉の理解や小地域福祉活動の育成支援をより一層推進していきます。継続して、サロン活動・見守り活動・常設サロンなど住民参加の活動を育成していくことで、介護予防も併せた地域での「つながり」「居場所」、身近な地域で支え合う生活支援の仕組みづくりに取り組みます。

専門職と連携し包括支援の仕組みづくりを進めていくことで、小地域や生活圏域（小学校・中学校区）までの住民活動の取組支援や、相談の出口づくりを進めていきます。

具体的には、地域福祉課職員の「地域担当」による地域支援体制の充実により、担当圏域でのネットワークづくりをより推進し、あわせて民生委員活動や地域包括支援センター等専門職と連携することで、地域アセスメントによる地域課題の共有から解決までの包括ケアの構築や、社会福祉法人や民間事業者など多様な機関と協働した生活支援の資源開発を進めていきます。

(主な事業内容)

- 介護予防・地域のつながりづくりの取組として、サロン活動・常設サロン活動・介護予防普及啓発事業（介護予防・社会参加）の育成・支援を図ります。
- 生活圏域から小地域を基盤とした福祉活動推進組織（支え合いの地域づくり）の育成支援
- 地域福祉について理解と住民主体の活動を支える人材の育成を図ります。
- 包括支援（総合相談機能）の体制づくりを社協局内の連携や、関係機関とのネットワークの充実により図ります。

(1) 地域包括支援センター（高齢者相談センター）

(事業運営方針)

地域包括支援センターは高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活が継続できるよう、高齢者の状況の把握や各種情報提供、必要な支援等を行っていきます。また、安心して生活できる地域づくりに向け、関係機関とのネットワーク構築の促進や地域ケア会議等を開催し、抽出された地域課題の解決に向けた方策等の協議や取組を実施していきます。

平成29年度は、多様な相談に対応できるよう総合相談機能の充実や多職種連携の推進、認知症サポーター養成講座等の認知症の理解に関する啓発活動の推進、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント等援助技術の向上、各種広報活動の推進が行えるよう取り組んでいきます。

(主な事業内容)

- 総合相談支援業務
- 権利擁護業務
- 包括的、継続的ケアマネジメント業務
- 地域ケア会議の実施
- 介護予防ケアマネジメント業務

(2) 三原市ボランティア・市民活動サポートセンター事業

(事業運営方針)

ボランティア・市民活動サポートセンター運営委員会や、市民活動・NPO団体等情報共有を目的にした場づくりを進めていくことで、ボランティア・市民活動サポートセンター機能の

充実を図ります。ボランティア活動の推進については、活動団体との連携、ニーズ把握やコーディネートによる住民参加や活動の育成を図ります。災害ボランティアセンターの運営について、引き続き災害ボランティアの育成・登録及び社協組織内の研修を実施し機能強化を図ります。

(主な事業内容)

- 啓発や連携・協働のきっかけづくりを目的に、団体の情報共有の場づくりを進めます。
- 養成やフォローアップ講座を開催し、被災者生活サポートボランティア活動を推進します。
- ボランティア・市民活動サポートセンター運営委員会を開催し、当センターの事業充実と市民活動・住民活動との連携強化に努めます。

福祉支援課

(事業運営方針)

生活困窮者も含め、誰もが安心して自分らしく生活を送れるように、地域の身近な相談窓口として、様々な課題の解決に向けた支援を行います。

高齢や障害を持っていることなどで適切な判断が難しくなってきた方等の権利及び利益の保護に努めるため、福祉サービス利用支援事業や法人後見事業の推進やより一層の周知に向けて取り組んでいきます。経済的な問題などで課題を抱えた方には、その相談を包括的に受け止め、必要があれば生活福祉資金貸付事業や自立相談支援事業等の制度を活用し、本人の状態に応じた継続的な相談支援の実施に努めます。また、課題の早期発見や早期対応、その後の支援に努めるため、行政や関係機関、専門職等との連携づくりを進めていきます。

(主な事業内容)

- 福祉サービス利用支援事業【かけはし】
高齢や障害等の理由で介護保険をはじめ各種の福祉サービス利用の判断がつきにくい人に対して、福祉サービスの利用を支援すると共に日常の金銭管理や貴重品の預かりをすることで利用者が自立して地域で生活できるよう支援します。
- 法人後見事業
認知症、知的障害及び精神障害などの理由で判断能力が不十分な人に対して、当会が成年後見人、保佐人、補助人若しくは任意後見人となることにより、安心して日常生活を送ることができるよう保護又は支援します。
- 生活福祉資金貸付事業
低所得者、高齢者、障害者、失業者等の世帯において、生活福祉資金の貸付を行うことで今後自立が見込まれる世帯に対し、必要な貸付を行い、生活の自立を図ります。
- 生活困窮者自立支援事業【自立相談支援センターみはら】
生活困窮世帯等に対して、関係機関との連携や制度の利用を通し、継続的に関わりながら、自立に向けて支援をします。

障害福祉課

(事業運営方針)

平成 25 年障害者総合支援法施行され、施行後 3 年を目途に見直しがされており、平成 30 年の見直しとして、重度訪問介護の訪問先の拡大・医療的ケアを要する障害児に対する支援・補装具費の支給範囲の拡大等が予定されている。利用者の置かれている環境に応じて必要な情報提供が

できるよう、アセスメント・ニーズ整理をこれまで以上に丁寧におこない、地域の社会資源の活用についても協議をおこないます。また、三原市地域自立支援協議会では「地域生活支援拠点等の整備について」の協議が予定されており、事務局機能も充実させていきます。また、三原市障害者プランが最終年度となることもあり、第5次三原市障害者プランに障害のある方のニーズが反映されるように働きかけをおこなっていきます。

一般・特定・障害児相談支援事業、地域活動支援センター事業の運営にあたっては、利用者が自立した生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

地域活動支援センターでは、個々の生活のニーズに応じた活動と、サービス等利用計画に沿った個別支援計画を作成し、利用者の生活が豊かになるよう支援をおこないます。

(主な事業内容)

- 一般・特定・障害児相談支援事業・地域活動支援センター事業の運営に当たっては利者の選択に基づく総合的かつ効率的に情報提供をおこないます。
- 利用者の意思、保護者の意思及び人格を尊重したサービス等利用計画・個別支援計画作成をおこないます。
- 市と障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善・開発に努めます。

介護事業課

(事業運営方針)

介護保険制度改正に伴い、平成29年度は要支援者の訪問・通所のサービスが介護保険事業から、市町が実施する事業として介護予防・日常生活支援総合事業への移行の年となります。自立支援に向けた充実した介護サービスの提供を推進し、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう支援を行い、障害のある方に、自立や社会参加を支援するための介護サービスを推進します。各事業所間での連携・情報提供体制の充実、多職種との連携を密にネットワークの充実を図っていきます。

また、介護人材確保と定着に向け、質の高いサービスを提供できるよう人材育成に努め、みなさまから信頼されるよう適切な介護サービスを目指します。

(主な事業内容)

- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業
- 通所介護事業・介護予防通所介護事業
- 訪問入浴介護事業
- 障害者自立支援事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業

法人運営・総務課

(事業運営方針)

社会福祉法人の経営組織については、社会福祉法人制度発足当初以来のもので、近年の状況に対応する経営組織としては、ガバナンス（統治）が不十分なことから、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

社会福祉法が改正されました。

改正の柱には、「経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）」「事業運営の透明性の向上・適正かつ公正な支出管理（財務規律の強化）」「地域における公益的な取組を実施する責務・内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下」「行政の関与の在り方」の5つあります。

本会においても、この改正に対応し、効率的・効果的な経営を目標に、透明性の向上とより公益性の高い法人運営を進めていきます。

また、「社会福祉法人会計基準」も改正され、平成29年4月に「社会福祉協議会モデル経理規程」の改正も行われます。改革の一つである「事業運営の透明性の向上・適正かつ公正な支出管理（財務規律の強化）」の実現のため、本会の新たな経理規程に即した会計ルールにより財務処理を行っていきます。

人材育成については、社協として期待される役割やそれぞれの立場で求められる職責を理解する研修と資質向上に努めていきます。また、福祉・介護人材の安定的な確保・育成・定着に向けた福祉・介護人材確保等総合支援事業も引き続き取り組んでいきます。

（主な事業内容）

- 現況報告書・役員報酬基準・財務諸表等の公表に関すること
- 収支状況と財政状態の適正な把握に関すること
- 職員スキルアップ研修に関すること
- 三原市福祉・介護人材確保等総合支援協議会に関すること

【事業内容】

1. 地域福祉活動の推進に関すること

誰もが安心して暮らせるまちづくりの取り組みとして、地域住民、関係団体等が地域内の課題を共有し、それぞれの特性を活かした福祉活動を協議できる小地域福祉ネットワークづくりに取り組むとともに、具体的な地域福祉活動として、サロン活動・見守り活動・生活支援の実践を支援していきます。

また、介護保険制度改正に伴い、平成27年度より「生活支援体制整備事業」を市から受託し、生活支援コーディネーターの配置により、支援を必要とする方が地域において自立した日常生活を営むことができるように地域での支え合い体制の構築を推進します。

(1) 介護予防・地域のつながりづくりの取り組みの推進

- ① サロン事業の推進と活動への支援
 - ・ふれあい・いきいきサロン活動の育成・支援
 - ・地域子育て支援サロン活動の育成・支援
- ② 常設サロン「ひよりや」活動の育成・支援
 - ・常設サロンの運営支援と機能強化
 - ・地域の拠点づくり（小地域お茶の間づくり事業）の推進
- ③ 楽々貯筋クラブ事業の推進
 - ・地域の介護予防の取り組み支援と組織化

(2) 小地域福祉ネットワークづくりの推進

- ① 小地域福祉活動推進のための「地域あんしん会議」や「見守り連絡会議」の充実・拡充
- ② 地域見守り活動の推進と活動への支援

- ・地域見守り活動の拡充・支援
- ・見守りネットワーク会議の支援と専門職との連携強化
- ③包括ケア体制へ向けての基盤の強化（住民自治組織・各種団体・組織との連携促進）
- ④行政、高齢者相談センターや民生委員児童委員等関係機関との連携
- ⑤「地域の福祉をすすめる会」との連携
- (3) 住民参加による福祉活動事業の推進
 - ①ご近所お互いさま活動「ほっとは一と」事業の充実
- (4) 小地域福祉活動を担う新たな人材養成・育成と地域支援
 - ①地域福祉推進リーダー養成講座の開催
 - ・地域福祉講演会・住民座談会の開催
 - ・地域福祉のすすめ方講座の開催
 - ・あんしんサポートリーダー・コーディネーターの育成
 - ②高齢者生活支え合いサポーター養成講座・フォローアップ講座の開催
 - ③ご近所お互いさま活動「ほっとは一と」協力員研修の開催
 - ④認知症高齢者やすらぎ支援員の養成・育成
- (5) 生活支援体制整備事業の推進
 - ①生活支援コーディネーターの配置
 - ②多様な生活支援サービス（住民活動・民間団体等担い手の養成・連携）の基盤整備
 - ③協議体の設置・運営（生活圏域・小地域を基盤とした福祉活動推進組織化）
 - ④生活支援体制整備事業の普及啓発・広報
 - ⑤住民活動や多様な社会資源との連携による、生活支援など社会資源の開発
- (6) 福祉ボランティアのまちづくり事業の推進
 - ①市民啓発推進事業
 - ア. みはら福祉大会の開催
 - イ. 「ボランティアまつり」の開催
 - ウ. 福祉展の開催
 - エ. 「みはらふくし情報」の定期発行
 - オ. 「ぼらせんだより」の定期発行
 - カ. つなごうねっとの普及啓発
 - ②養成研修事業
 - ア. ボランティア入門講座
 - イ. 福祉体験学習に関する講座
 - ウ. ボランティアスキルアップ講座
 - エ. 中学生・高校生ボランティア活動きっかけ講座
 - オ. 点訳ボランティア養成講座
 - カ. 手話奉仕員養成講座
 - キ. 手話奉仕員ステップアップ講座
 - ク. 朗読ボランティア養成講座
 - ケ. 要約筆記奉仕員養成講座
 - コ. 災害ボランティアの養成講座・フォローアップ講座
 - ③登録・調整・派遣事業
 - ア. ボランティア登録・派遣事業の調整
 - イ. 災害ボランティアの登録
 - ウ. 手話通訳者配置事業の運営
 - エ. 手話通訳者派遣事業の実施
 - オ. 要約筆記奉仕員派遣事業の実施
 - ④ボランティアの組織化事業
 - ア. 三原市ボランティア連絡協議会活動の支援
 - イ. ボランティアの組織化と活動支援
 - ⑤三原市ボランティア・市民活動サポートセンター事業の推進

- ア. ボランティア・市民活動サポートセンター運営委員会の開催
- イ. ボランティア活動を含む市民活動の推進
- ウ. ボランティアグループと市民活動団体との連携・協働
- エ. 団体の交流・発表の場の開催
- オ. 市民活動等の情報発信
- カ. ボランティア保険への加入促進
- ⑥被災者生活サポートボランティア活動の推進
 - ア. 三原市被災者生活サポートボラネット推進連絡会議の開催
 - イ. 広島県被災者生活サポートボラネット推進会議との連携
- (7) 福祉教育の推進と支援
 - ①社会福祉推進校の福祉活動取り組みへの支援
 - ②社会福祉施設「夏期体験学習」活動の推進
 - ③地域での福祉学習の推進と小地域福祉活動への参加促進
 - ④社会福祉士等養成専門学校等の実習生の受入
- (8) 児童福祉の推進
 - ①児童交通安全対策の為の交通安全帽子の寄贈
 - ②児童の健全育成の推進
- (9) 在宅福祉の推進
 - ①家族介護者交流事業の開催
 - ②認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の推進
 - ③男性一人暮らし高齢者・男性介護者料理教室の開催
 - ④福祉機器貸出事業の推進
 - ⑤移送サービス事業の推進
- (10) 社会福祉調査・広報活動の推進
 - ①社協機関紙「ええまちみはら」の発行
 - ②社協ホームページの有効活用
 - ③広報モニター事業の推進
 - ④各地域センター版社協活動情報紙の効果的な活用
- (11) 共同募金運動に関すること
 - ①戸別募金・地域歳末募金の増強と法人募金，大口募金，職域募金の開拓
 - ②街頭募金，イベント募金等の募金活動の実施
 - ③募金配分金活用事業の広報の充実
- (12) 日本赤十字事業の拡充強化の協力に関すること
 - ①日本赤十字社員制度の普及と増強
 - ②三原・本郷赤十字奉仕団の育成強化と活動の推進

2. 障害者福祉の推進

障害のある方やその家族の相談窓口として，必要な情報の提供及び助言，障害福祉サービスの利用援助や調整を行い，障害のある方の自立と社会参加の促進を図ります。

また，支援を必要としている心身障害児（発達障害を含む）及び保護者に対し，療育指導や各種相談を行い，育児不安の解消と親の社会参加を促し，障害児の保育を中心とする集団支援及び個別支援を通して，児童の健全な発達を支援します。

- (1) 障害者生活支援センタードリームキャッチャーに関すること
 - ①相談支援事業
 - ア. 計画相談支援
 - ・障害福祉サービス等利用における計画作成に関すること
 - イ. 障害児相談支援
 - ・障害児通所支援に関すること
 - ・障害児の生活全般に関すること
 - ウ. 地域移行支援・地域定着支援
 - ・障害者の地域生活への移行・定着に関すること
 - エ. 委託を受けておこなう相談支援

- ・福祉制度の情報提供や社会資源の活用等生活全般に関すること
- ・ピア・カウンセリング（当事者による相談）に関すること
- ・生活アシスタント事業に関すること（生活協力員の派遣）
- ・居住サポート事業に関すること（障害者の居住確保）
- ・虐待等専門的な相談支援
- ・巡回相談（本郷町・久井町・大和町）
- ・成年後見専門相談

オ. 事業の啓発

②ネットワーク推進事業

ア. 三原市地域自立支援協議会の運営に関すること

イ. 広域ケアネットワークに関すること

ウ. 事業の啓発

③生活支援事業

ア. 障害者自立生活教室

イ. 家族支援講演会

ウ. 地域活動支援センターとの協働

④地域活動支援センター事業

ア. 当事者・家族活動の支援

イ. 支援計画に沿った個別支援の充実

ウ. サロン活動の支援

エ. 教室・講座等の企画運営

(2) 障害者(児)福祉に関すること

①三原市福祉のまちづくり推進協議会の活動支援

②障害者(児)の福祉を進める活動

③視覚障害者の福祉を進める活動

- ・点字及び録音広報等発行事業

④聴覚・言語障害者の福祉を進める活動

- ・ろうあ者の日常生活を支援する「手話通訳者」の活動充実

3. 相談支援・権利擁護事業・生活困窮者自立支援事業の推進に関すること

生活困窮者を含め、一人ひとりが自分らしく生活するため、総合的に解決を図る相談活動・福祉サービスの利用援助・成年後見等の権利擁護事業を推進します。また、地域福祉課題を解決するために、民生委員の相談活動や行政等の相談窓口と連携強化を図ります。

また、高齢者相談センターにおいては、久井町・大和町・八幡町の高齢者等の保健・医療・福祉の増進を包括的に支援する地域の中核的機関として、機能の充実に努め、各関係機関・団体と連携を図り、高齢者の地域ケアのネットワーク事業や総合相談事業を推進します。

(1) 心配ごと相談事業に関すること

①心配ごと相談所の定期開設

②専門相談体制の充実と関係機関との連携

③相談員の研修内容の充実

(2) 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援センターみはら）に関すること

①自立相談支援事業

ア. 訪問支援（アウトリーチ）を含む相談支援

イ. ニーズに応じた支援プランの作成

ウ. 課題の評価・分析（アセスメント）

エ. 関係機関との連携体制の確保

オ. 就労に関する相談支援

②住居確保給付金事業

(3) 生活福祉資金貸付事業に関すること

①生活福祉資金（総合支援資金・教育支援資金・福祉資金・不動産担保型生活資金）、臨

時特例つなぎ資金の相談・貸付・支援・指導(償還)

- ②緊急つなぎ資金貸付事業
- (4)福祉サービス利用援助事業「かけはし」に関する事
①福祉サービスの利用援助, 日常的な金銭管理, 通帳, 保険証等の預かりサービス
②運営連絡会議の開催と関係機関の連携
③生活支援員の育成・研修
④事業の啓発と相談機能の強化
- (5)成年後見事業に関する事
①相談・支援活動の充実
②事業の啓発と周知
- (6)三原市高齢者相談センター「はーもにー」(三原市北部地域包括支援センター)に関する事
①総合相談支援業務に関する事
ア. 高齢者に関する総合相談・支援体制の充実
イ. 実態把握による要援助者等への相談支援の実施
ウ. 地域住民に対する広報活動の充実
②権利擁護業務に関する事
ア. 高齢者虐待の防止や早期発見に関する啓発活動, 高齢者虐待への対応
イ. 成年後見制度に関する啓発活動, 相談支援の実施
ウ. 消費者被害防止に関する啓発活動, 相談支援の実施
エ. 支援困難事例への対応
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関する事
ア. 包括的・継続的なケア体制の構築に向け, 関係機関等との連携・協働の推進
イ. 介護支援専門員に対する個別支援の実施と相談支援体制の充実
④介護予防ケアマネジメント業務に関する事
ア. 基本チェックリスト該当者に対する実態把握の実施
イ. 二次予防事業該当者, 要支援認定者に対する自立支援に向けた支援計画の作成
⑤地域包括ケアの実現に関する事
ア. 地域ケア会議の開催
・個別事例の解決の資する地域ケア会議の実施
・多職種連携・協働の促進に向けた地域ケア会議の実施
・社協の見守りサポート推進会議等との連携・協働の実施
イ. 生活支援コーディネーターとの連携
・第1層, 第2層生活支援コーディネーターとの連携・協働の推進
⑥認知症対策の推進に関する事
ア. 認知症に関する啓発活動, 相談支援の実施
イ. 認知症カフェの企画運営
⑦介護予防教室に関する事
ア. 地域団体等に対する運動器や認知機能等の低下予防に資する教室の実施

4. 介護サービス事業に関する事

利用者本位・自立支援に向けた充実した介護サービスの提供を推進します。

「介護が必要になっても, できる限り住み慣れた地域で, 住み続けたい」という願いをかなえるため, また障害のある人に自立や社会参加を支援するため障害者の介護サービスを推進します。このため各事業所間で連携し・情報提供体制の充実を図り情報の共有化に務めます。

質の高いサービスを提供できるよう人材育成に努め, 利用者やその家族から信頼される

よう適切な介護サービスを目指します。

事業運営については効果的・効率的な経営の維持に努めます。

今後介護保険制度・障害福祉制度の見直しに向けて情報をもとに研修を実施し、円滑な介護サービス事業が実施できるように取り組みます。

- (1) 居宅介護支援事業の充実（梅林・久井・大和）
 - ・ケアプラン（介護サービス計画）の作成
 - ・要介護認定の調査
 - ・住宅改修相談・計画
 - ・福祉用具相談事業
- (2) 訪問介護事業の充実（梅林・久井・大和）
 - ・身体介護（入浴・排泄・食事等の介助・外出介助）
 - ・生活援助（調理・洗濯・掃除・買物等の援助）の提供
- (3) 通所介護事業の充実（梅林・久井・大和）
 - ・利用者の社会的孤立感の解消
 - ・心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減
 - ・レクリエーションや日常生活動作訓練，食事や入浴のサービスの提供
- (4) 訪問入浴介護事業の充実（梅林）
 - ・自宅に浴槽を持ち込んで行なう入浴介護サービスの提供
 - ・入浴前に血圧・体温・脈拍のチェックを行い，利用者の清潔・保持の確保
 - ・家族の介護負担の軽減
- (5) 障害者訪問介護・障害者通所介護の充実
 - ・障害のある人々が必要とする訪問介護・通所介護サービスの提供
 - ・障害者の自立支援
 - ・重度訪問
 - ・同行援護（視覚障害者）
 - ・移動支援
- (6) 身体障害者訪問入浴サービス事業の充実
 - ・自宅に浴槽を持ち込んで行なう入浴介護サービスの提供
 - ・入浴前に血圧・体温・脈拍のチェックを行い，利用者の清潔・保持の確保
 - ・家族の介護負担の軽減
- (7) 介護予防サービスの充実
 - ・自立支援
 - ・要介護度が上がるのを防ぎ，生活機能を向上させるサービスの提供
- (8) 介護サービス事業所の効果的な経営
 - ・質の高いサービス提供のための人材育成
 - ・効果的・効率的経営で安定した事業所の確立
- (9) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
 - ・安心して自立した日常生活を送るための，効果的で効率的な支援の提供
- (10) 三原市福祉・介護人材確保等総合支援協議会に関すること
 - ・福祉・介護現場の実態把握調査と分析の実施
 - ・福祉・介護サービス事業の理解に向けたイベントや人材確保イベントの開催

5. 法人運営に関すること

地域福祉を的確に推進のために，健全な財政基盤の確立と人材育成に努めます。

- (1) より適正な資金の運用と積立金の有効な運用
- (2) 役員・評議員研修及び職員研修による資質の向上
 - ・コミュニティーワーク・相談支援等を担う職員研修の充実
 - ・災害ボランティアセンター運営にかかる職員研修の実施
- (3) 社協会員の加入促進（自主財源の確保）
- (4) 三原市との連携・協働体制の強化